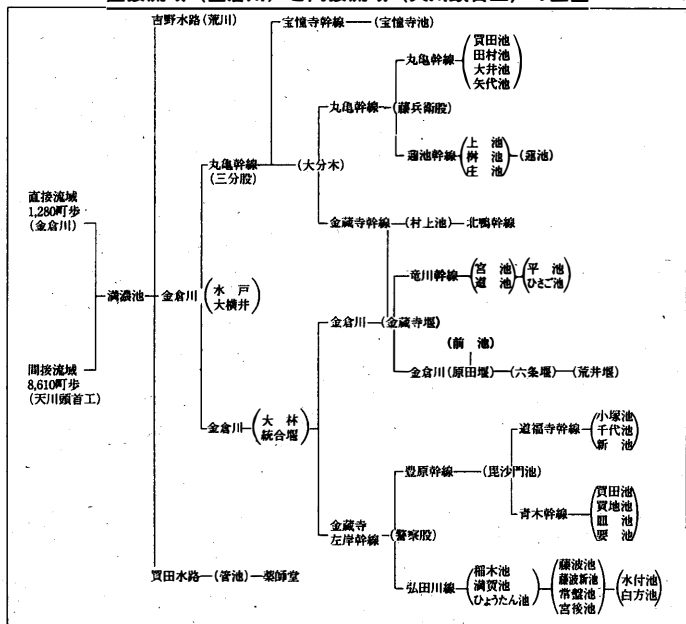


直接流域（金倉川）と間接流域（天川頭首工）の全図



(六) 満濃池の水系

幹線用水路の水系や幹線相互の関連は、右図のようになっている。これら一連の世紀の大工事の達成によって、満濃池を主水源とする金倉川沿岸約四、六〇〇ヘクタール全域への有効適

理、流水及び河川敷の占用、費用の負担などが明らかにされた。その時満濃池では、すでに「河川法」による許可を得ずして「河川敷及び流水の占用」が社会的に承認されていたと見られる。

一九〇六（明治三十九）年一月には満濃池の第一次嵩上工事が完了した。これは一八九四（明治二十七年）年の大千ばつ以来数回の千ばつへの被害を考え、水利組合が堤塘の嵩上によって貯水量の増加を図るために行ったものである。この工事によって貯水量は六三三万トに達した。

満濃池の承水について河川水利権から見ると、その実態は次のようである。

満濃池は、その直接流域である金倉川本流をその上流において堰き止めたものであって、堰堤から上流の金倉川の全流水をここに貯めている。しかしともと流域が狭い上に、度重なる堤防の嵩上によって貯水能力は増大したが、貯水量がこれに伴わないのが実態であった。この不足水を補うために、仲南町に源を発し観音寺市に河口をもつ財田川と、琴南町に源を発し丸亀市に流下する土器川から、それぞれ承水計画を立てたのである。

財田川からの承水

満濃池は、明治三十九年の第一次嵩上工事によって貯水量は増加したが、一九二四（大正十三年）年に激しい千ばつに遭

満濃池を主水源とする 金倉川沿岸用水計画

(1) 灌漑面積	4,537ha
(2) 必要水量	
(ア) 灌漑期間	6月20日～9月18日 91日間
田植期間	6月20日～7月1日 12日間
(イ) 日減水深	8.2mm
(ウ) 計画基準年	昭和19年
(3) 田面有効雨量	
(ア) 有効雨量	194.5mm
(イ) 田面有効雨量	8,824,465m ³
(4) 純用水量	28,242,825m ³
(5) 全用水量	31,067,107m ³
(6) 現在の用水施設で補給できる用水量	25,077,210m ³
(7) 差引不足水量	6,878,741m ³
(8) 用水補給計画	
(ア) 満濃池の嵩上げにより	760m ³
(イ) 幹線水路の改修	

(七) 満濃池の河川承水

切な配水体制が整備されたのである。次にそのかんがい地全域への配水について、田植期や補給期にどれだけの水量が必要であるか、また、当地方の有効雨量をいかに見積るか等について、次のような用水計画が立てられた。かつて満濃池の歴史は樋門補修の歴史であるといわれた。それだけにこの前後二九年間にわたり、総事業費六億四、〇〇〇万円を投入した世紀の大事業に対する喜びは極めて大きいものがあつた。

幕藩時代の池普請に相当する制度は、明治政府においても踏襲された。一八九六（明治二十九年）年に「河川法」が制定されて、河川の管理者が明確となり、それによって河川の管

い、区域内の被害田は一、一〇〇ヘクタール余に及び、その減収高は二万八、三〇〇俵に達したと記録されている。このため第二次嵩上工事が計画され、一九二八（昭和三年）年に着工し、同五年に竣工した。その結果貯水量は七八〇万トに増加した。

しかし、直接流域からの流出水のみによる貯水では不安があつたので、その完璧を期するために流域外の財田川上流から承水することとし、その承水隧道（塩入トンネル延長四〇〇メートル）と取付水路延長五五〇メートルを併せて施工することを計画した。

この当時、財田川の上流は「河川法」による適用ないし準用河川の指定がされていなかった。そこで、財田川関係町村長及び関係水利総代・満濃池普通水利組合管理者・香川県知事の三者会議によって、昭和三年十月「満濃池分水に関する協定書」が取り交わされた。こうして、財田川からの承水が可能になったのである。協定要項は、財田川防災ダムの右岸に建てた記念碑に次のように記されている。

昭和三年十月二十一日満濃池分水協定要項

- 一、財田川より満濃池に分譲する下水は毎年十一月一日より翌年四月三十日迄の期間の余水に限るものとす
- 二、下流利害関係町村において将来耕地整理その他用水を必要とする場合は双方協議の上本項の期間を制限することあるべし

- 二、取入口及び堰堤修繕の設計は下流利害関係町村と協定を為し工事は委員立会の上施行するものとす
- 三、取入口水門には二個の鎖鑰を設け常務委員において保管するものとす
- 四、非灌漑時期と雖も下流における必要上平水を阻止するの設備をなすことも得ざるものとす
- 五、春日横井より取り入れたる水は方法の如何に拘らず満濃池に取り入ることを得ざるものとす
- 六、常務委員は取入口の水門其の他水利の状況を常に監視す
- 七、取入口水門の開閉は委員立会の上これを行うものとす 時間外と雖も大水の場合は委員協議の上分譲することを得
- 八、工事竣工の上は協定の要項を記録し永久にこれを表示し実地を撮影し各利害関係町村に分ち保持するものとす

以上でわかるように協定内容は、取水期間・取入堰・取水口の管理等について定めている。取水量は余水とあるのみで明確に何と示されていない。なお、大水のときは時間外と雖も委員協議の上分譲するとある。

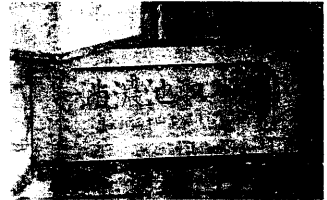
元来、野口ダムは、過去のながい経験から防災を目的として構築されたものである。河川上流に三個の防災ため池を築造して、長瀬橋付近における許容通水能力を六六〇立方メートルに調節するのはそのためである。したがって満濃池への分譲もこのダム本来の目的から出発したものである。

この協定の翌年、すなわち一九二九（昭和四）年六月二十

工した。一九年という長年月と、五億四、〇〇〇万円の工費を投入した抜本的大工事であった。この工事によって満濃池の貯水量は旧来の約倍量の一、五四〇万立方メートルを有する。全国屈指の一大ため池となったのである。

この貯水容量は、従来の直接流域及び財田川の承水（平均一四三万立方メートル）だけでは満たし得ない。そのため一級河川土器川の上流、琴南町天川地点から承水することとし、土器川本流に天川頭首工を設け、そこから満濃池まで天川導水路四、六六八メートルがこの計画の中で新設された。この頭首工に新型の螺旋式施設が施されている。

この水利権は流水の特別使用ということで、河川管理者たる建設大臣の許可を



天川頭首工



八日には、「香川県告示第四号」で財田川は準用河川の指定を受けたが、この水利権の取り扱いは慣行水利権とダとして届け出がなされ、法的に認められた水利権と同じ取扱いをされている。

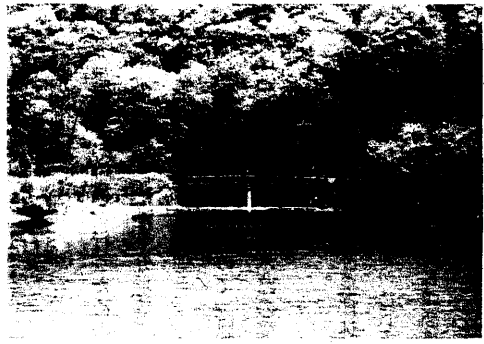
土器川からの承水

満濃池は昭和五年竣工の第二次嵩上工事や

財田川承水によって貯水量の増加を図ったにもかかわらず、一九三九（昭和十四）年の未曾有の大干ばつには受益全域にわたって徹底的な干ばつを被った。そのため更に貯水量の増大確保を図る必要に迫られ、翌昭和十五年に第三次嵩上工事が計画されたのである。

(八) 満濃池第三次嵩上工事

その内容は、堤塘の六ヶ所嵩上・余水吐・付替道路・取水塔改修・天川頭首工及び天川導水路工等である。この県営土地改良事業は昭和十五年十二月に着工し、同三十四年三月に竣



満濃池の取水口（吉野五毛地区）

を受けた。許可の内容は、「河川法」第二十条第三條（流水の占用）・第二十四条（土地の占用）および第二十六条（工作物の新築）等である。

四 土器川右岸土地改良区と県営土器川右岸用水改良事業

前記の事業を推進するために一九五三（昭和二十八）年五月、土器川右岸に位置する一二の土地改良区によって「土器川右岸土地改良区連合」が組織され、共同してこの土地改良事業を行うことになった。

これは、土器川右岸側が左岸側に位置する満濃池土地改良区に対抗していくため、また、そのためには右岸側が大規模な導水施設を設置し、維持管理していかなければならなかったからである。